

平成28年度

国立障害者リハビリテーションセンター学院 視覚障害学科 入学試験

第二次試験（小論文）

※配付用紙は問題用紙3枚（表紙を含む）、下書き用紙1枚、解答用紙1枚です。
解答は解答用紙に記入すること。下書き用紙は自由に使って下さい。

【問題】 次の(A)及び(B)の二つの文章を読み、夫婦の姓のあり方について、あなたの考えを700字以上、800字以内で述べよ。

(A)

夫婦が同じ姓を名乗る民法の規定について最高裁大法廷は合憲とする初判断を示した。

現行制度は、日本の伝統的な家族観に沿うもので社会に広く受け入れられている。夫婦が責任を共有して子供を育てていく家族の一体感につながる。それを崩す必要はない。最高裁の判断は妥当である。

最高裁は、夫婦が同一姓にすることは社会に定着し「家族の呼称として意義がある」と認め、「強制」などとする見方を否定した。また姓を変えることの不利益は旧姓の通称使用が広まることで「緩和され得る」とした。

夫婦同姓は、けっして男女差別を助長したり、個人の人格を傷付けたりするような制度ではないことも明確にされた。

最高裁は「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とも指摘した。当然、伝統や社会の状況を踏まえて慎重に行うべきだ。

平成8年に法制審議会が、夫婦で同じにするか、旧姓をそれぞれ名乗るかの選択的夫婦別姓の導入を答申し20年近くがたっている。法改正されなかったのは、問題を放置したというより、十分な合意が得られないからだ。

産経新聞とFNNの最近の世論調査では選択的夫婦別姓に賛成51%、反対42%と賛否が分かれ、自分は別姓を「希望しない」という人が8割と圧倒的に多い。

単に個人の選択の幅が広がるから良いと思うのは誤りだ。仮に導入されれば、親子が別々の姓になる事態も起きる。強いられる子供にとって良いことなのか。

旧姓が通称使用できる企業は増えているが、職場によっては認められないなど使いづらい環境もある。働きやすい職場づくりについて知恵を絞ることは重要だ。

(中略)

家族は国や社会の基盤であることが改めて位置づけられた意義も大きい。少子高齢社会で家族が協力し合う重要性は増している。だが家庭の教育力低下が心配され、虐待など家族をめぐる事件は絶えない。責任が伴う家族のあり方について考える契機としたい。

(B)

この判決が、国会の現状にお墨付きを与えたと解すべきではない。

最高裁大法廷は、民法の夫婦の別姓を認めない規定を「合憲」、離婚後の再婚を女性だけ6カ月間禁じる規定を「100日を超える部分は違憲」と判断した。

ともに明治時代から続く規定だ。夫婦別姓を認めない規定について大法廷は「姓を改める者がアイデンティティーの喪失感を抱いたり、女性が不利益を受けたりする機会が多いことが推認できる」としつつ、「姓の通称使用が広まることで一定程度は緩和され得る」と指摘した。

裏返せば一定程度の不利益は甘受しろ、ということだろうか。こうした主張が、特に女性の理解を得られるのかは極めて疑問だ。

判決は、立法府である国会での議論を促した。同姓と併せ、「各自の結婚前の姓」を選べる選択的夫婦

別姓制度についても「合理性がないと断ずるものではない」と言及した。

家族のあり方は、国民生活の基礎になる。国会は国民の声も聞きながら、本腰を入れて法律の見直しの検討を始めるべきだ。

夫婦同姓を定めたのは、1898年に施行された旧民法だ。「妻は婚姻により夫の家に入る」との家制度が背景にあった。第二次大戦後、家制度は廃止されたが、夫婦同姓の規定は残った。現在の民法は、婚姻の際、「夫または妻の氏を称する」と定める。中立的な規定だが、実際には夫の姓を選ぶ夫婦が約96%だ。

女性の社会進出が進み、「姓を変えない自由も認めてほしい」と訴える女性が出てきた。法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案をまとめた。だが、長く与党として政権を担当してきた自党内には「別姓は家族の一体感を損なう」との反対論が強く、議論は棚上げされてきた。民主党政権下でも動かなかった。

家族が社会を構成する大切な単位であることは間違いない。だが、姓が異なることで家族のつながりが揺らぐという考えには同意しがたい。

婚姻届を出さない事実婚も増えているが、家族の一体感が損なわれているわけではない。夫婦が同姓であっても離婚は毎年20万件以上ある。

結婚するカップルの3割弱はどちらかが再婚だ。未婚やシングルマザーも増えている。時代は変化し、家族のかたちは多様化している。

改めて確認したいのは、選択的夫婦別姓制度は、同姓を選びたい夫婦の意思も尊重するということだ。毎日新聞が今月実施した世論調査では、選択的夫婦別姓制度が認められた場合も「夫婦で同じ名字」を選ぶと考えている人は73%に上り、「別々の名字」は、13%にとどまった。

意に反して妻の姓に変える夫も含め、別姓を望む少数者の人権は尊重されなくていいのか。この問題の本質はまさにそこにある。

判決が「婚姻の際に姓の変更を強制されない自由は、憲法で保障される人格権とまではいえない」と判断したのは残念だ。

15人中5人の裁判官は違憲と判断した。3人の女性裁判官はいずれも違憲だ。その3人が「96%の女性が夫の姓を称するのは、女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さであり、現実の不平等と力関係が作用している」と、個別の意見を述べた。社会全体、特に男性は重く受け止めるべきだ。

(中略)

国会の責任は大きい。家族の問題は、伝統や慣習、国民意識などを抜きに制度変更するのは難しい。だが、法制審の提案から19年間議論をたなざらしにしている間に、海外の多くの国が夫婦同姓規定や女性の再婚禁止期間の規定を見直した。

この間、この二つの規定について、国連の女性差別撤廃委員会などが繰り返し廃止を勧告してきたことも見過ごせない。国際社会の潮流も見据えて議論してもらいたい。

(A) : 「産経ニュース」平成27年12月17日付 「【主張】夫婦同姓 「合憲」という最高裁判断は妥当 家族の意義と「絆」守った」より抜粋

(B) : 「毎日新聞」平成27年12月17日付 「社説：夫婦同姓は合憲 国会は見直しの議論を」より抜粋